

公益財団法人日本適合性認定協会により認定された機関が 認定取消となった場合の措置について

公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）により「GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物の認証」の範囲で認定を受けた認証機関が認定取消となった場合の日本 GAP 協会としての措置を下記のとおり定めたので通知します。

記

1. 認定取消日より起算して 6 カ月を超えない期間で、認定取消となった認証機関（以下、「当該認証機関」という。）による維持・更新審査を認める。
2. 当該認証機関で認証を受けた農場・団体の新たな認証機関への変更は、原則として、JGAP/ASIAGAP 総合規則 8.8(2)に基づき行う。
なお、これらの農場・団体は、変更先機関に申し出ることにより登録番号を引き継ぐことができる。
3. 時間的制約により 2.での変更が困難な場合、認証の有効期限を 6 カ月を超えない期間で延長することを認める。
また、維持審査の受審期限は 6 カ月を超えない期間で延長することを認める。

以上